

2024年1月17日

各位

埼玉縣信用金庫

2024年1月能登半島地震災害義援金の取扱いについて

2024年1月能登半島地震により被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。一般社団法人全国信用金庫協会は、このたびの災害により被害を受けた方々を支援するため、2024年1月11日より義援金の取扱いを開始いたしました。埼玉縣信用金庫（本店：熊谷市 理事長：池田 啓一）は、その義援金の受付を2024年1月17日より開始いたします。

【寄付先】

お客さまの義援金は、日本赤十字社を通じて被災都道府県に設置される義援金配分委員会へ全額が送られ、被災地の方々の生活支援に役立てられます。

振込依頼書には、必ず送付先「能登半島地震災害義援金」をご記入ください。

【お取扱期間】

2024年1月17日（水）～6月28日（金）

【お振込み先】

お振込み先	信金中央金庫 本店
	別段預金 能登半島地震災害義援金口
振込手数料	無料（窓口の場合）

【個人情報の共同利用】

いただいたお客さまの個人情報は、本義援金の取扱いにあたり当金庫と日本赤十字社との間で共同利用し、適切に管理いたします。

※日本赤十字社の個人情報保護方針については、以下をご参照ください。

日本赤十字社 (<https://www.jrc.or.jp/contribute/privacy/>)

「所得税、住民税、法人税の寄付金控除の手続きをとられる方へ」
日本赤十字社が発行する受領証が必要な方は、振込依頼時に必ず窓口にお申し出ください。
お申し出のありました方には、日本赤十字社から後日、直接受領証が郵送されます。

【受付窓口】

設置場所	すべての営業店
受付時間	営業店（平日） 9：00 ～ 15：00

*詳しくは当金庫の窓口にてお尋ねください。

本件のお問合せ

埼玉縣信用金庫 総務部：菊地 総合企画部：増田

電話：048-526-1111 URL：<https://www.saishin.co.jp>